令和3年度版

ともすけ共済

（交通災害共済・不慮の災害共済）

事務の手引

秋田県市町村総合事務組合

第１　交通災害共済・不慮の災害共済制度について

この２つの共済制度は、県内市町村の住民がお互いに掛金を出し合うことにより交通安全の意識の向上を図るとともに、交通災害及び不慮の災害にあった被災者を救済しようとする制度である。

第２　交通災害共済・不慮の災害共済の加入手続き等について

１　加入資格について

秋田市以外の市町村支部の区域内に居住し、住民基本台帳に登録されている者が加入できる。

ただし、支部の区域内に所在する学校、団体、会社、事業所等に通勤・通学している場合は、団体加入により本人のみ加入することができる。

２　加入申込書の受付について

（１）　市町村支部窓口での申込み

①　加入申込書の提出を受けたときは、住民基本台帳と照合し加入資格の確認をする。

②　加入資格が適正であると認めるときは、次の処理をした後、その者に加入者証を交付する。

ア　加入番号を記入する。

イ　加入者数及び掛金納付額と、それぞれの共済掛金の合計額を記入する。

ウ　共済掛金を収納し、加入申込書及び加入者証の領収日付印欄に、分任出納員の領収日付印を押印する。

③　加入申込書の保管については、支部において適当であると認める分類方法によって保管する。

（２）　金融機関窓口での申込み

①　加入資格を有する住民が交通災害共済・不慮の災害共済に加入しようとするときは、加入申込書に必要な事項（加入者の住所、氏名、加入する共済の種別等）を明記し、人数分の掛金を添えて金融機関窓口へ提出する。

②　金融機関で掛金を受領し、加入者へ加入者証を交付する。

③　金融機関又は組合から各市町村へ、加入者数等を記載した集計表と加入申込書（兼加入者台帳）が送付されるので、これらを突合のうえ、住民基本台帳と照合し加入資格の確認をする。

ア　集計表及び加入申込書の送付は月毎。

イ　ゆうちょ銀行及び郵便局分は組合から、その他は各金融機関から送付される。

④　金融機関からの加入者については、人数の報告及び掛金の送金が組合へ直接行われるので、市町村支部から組合へ報告は不要。

⑤　加入申込書の保管については、支部において適当であると認める分類方法によって保管する。

⑥　取扱い期間は２月１日から７月31日までであるため、８月１日以降は市町村支部の窓口で受付する。

加入申込み受付ができる金融機関窓口
秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行及び郵便局、羽後信用金庫、あきた白神農協、秋田やまもと農協、秋田しんせい農協、秋田おばこ農協、秋田ふるさと農協、こまち農協並びにうご農協（郵便局及び農協では団体加入の取扱いはできない。）。
秋田県内の店舗で取扱いをしているもの（派出窓口を除く。）。

３　共済掛金について

（１）　共済掛金：交通災害共済掛金　　年額 300円

不慮の災害共済掛金　　年額 700円

（２）　共済期間開始日以後に加入者の資格を失った場合、掛金は返還しない。

４　共済期間について

（１）　共済期間は、４月１日から翌年３月31日まで。

（２）　４月１日以後に加入した者の共済期間は、加入申込を受理した日の翌日から３月３１日まで。

（３）　共済金支給の対象となるのは、共済期間内に起きた事故に限られる。

※　共済期間内に通院・入院等をしていても、事故の日に加入していなければ対象外になる。

５　加入者証の再交付について

（１）　加入者証再交付の事務は、支部において行う。

（２）　再交付にあっては、先の加入者台帳と照合確認のうえ、領収日付欄には先に受付をした日の領収日付印を押印し、欄外に「再交付」と朱書きし、取扱者印を押印して加入者証を交付する。

（３）　同一世帯において、既に加入している者以外の者が新たに加入しようとする場合、又は交通災害共済、不慮の災害共済のいずれかに加入していて、未加入の共済に新たに加入しようとする場合は、その者の加入は新規申込みとして取り扱う。

6　共済掛金の還付について

支部又は金融機関において受付をした共済掛金について次の事由に該当する場合は掛金を還付し、無効となる加入者証（納入者保管）を回収又は削除する。

①　同一人が支部又は金融機関から２以上加入したとき
（原則として加入日が早い方を有効とし、遅い方を無効とする。）

②　４月１日前に加入した者が、共済期間開始前に死亡又は構成団体外に転出したとき

③　加入資格のない者が加入したとき

※　支部において還付ができない場合は、組合から掛金を還付することができる。

①　組合へ還付申請する場合は、支部長名の文書（様式任意）に加入者証の写しを添付すること。

②　個人口座への送金をする場合は通帳の写しを添付すること。

第３　新入学児童等の交通災害共済掛金補助について

１　掛金補助の概要について

（１）　新入学児童全員の交通災害共済掛金を組合が負担するものである。

（２）　組合が掛金を負担する新入学児童の数は、支部長の報告による。

（３）　新入学児童等とは「小学１年生及びこれに準ずる者」をいい、全員が自動的に加入扱いとなる。
（「これに準ずる者」とは小学１年生と同等の年齢の者をいう。）

（４）　不慮の災害共済は補助の対象にならない。

（５）　年度途中に構成団体外から転入した場合の共済期間は、転入の翌日からその年度末までとなる。

（６）　掛金の補助は当該年度１年分に限る。

２　各世帯における加入申込書の記載について

（１）　該当する児童の交通災害共済欄には「小１」と記入する。

（２）　加入合計人数及び掛金合計額に該当児童分を含めない。

３　組合への報告について

（１）　支部長は、支部の区域内に居住する新入学児童を、当該年度の４月20日までに「新入学児童等数報告書」（様式第３号）により組合へ報告する。

（２）　共済事業月報には、新入学児童を含めない。

（３）　年度途中に構成団体外から転入した児童がある場合はその都度報告する。

（４）　組合と支部の間では人数の報告のみ行い、実際の送金は行わない。

第４　共済金の種類について

１　傷害に係る共済金

①　入院１日の単価は　交通災害共済が　2,000円

不慮の災害共済が　1,100円

②　通院実日数１日の単価は　交通災害共済が　800円

（不慮の災害では、通院日数は対象とならない）

③　計算された金額が15,000円に満たない場合は

災害共済金は　15,000円（最低保障額）

④　交通災害で計算された金額が200,000円を超えた場合は

災害共済金は　200,000円（最高限度額）

⑤　不慮の災害で計算された金額が110,000円を超えた場合は

災害共済金は　110,000円（最高限度額）

２　死亡に係る共済金

死亡の金額は　交通災害共済が　1,000,000円

不慮の災害共済が　600,000円

３　後遺障害に係る共済金

後　遺　障　害	交通災害共済	不慮の災害共済
自動車損害賠償保障法施行令（自賠法施行令）別表第１又は第２の第１級	1,000,000円	600,000円
自賠法施行令別表第１又は第２の第２級	800,000円	480,000円
自賠法施行令別表第２の第３級	700,000円	420,000円
自賠法施行令別表第２の第４級	600,000円	360,000円
自賠法施行令別表第２の第５級	500,000円	300,000円

参考　自動車損害賠償保障法施行令

別表第２　第６級～第14級は、交通災害共済・不慮の災害共済の後遺障害共済金の対象にはならない。

別表第１

等級	介護を要する後遺障害
第１級	１　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ２　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第２級	１　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ２　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

別表第２

等級	後遺障害
第１級	１　両眼が失明したもの ２　咀嚼及び言語の機能を廃したもの ３　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ４　両上肢の用を全廃したもの ５　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ６　両下肢の用を全廃したもの
第２級	１　一眼が失明し、他眼の視力が０．０２以下になったもの ２　両眼の視力が０．０２以下になったもの ３　両上肢を手関節以上で失ったもの ４　両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	１　一眼が失明し、他眼の視力が０．０６以下になったもの ２　咀嚼又は言語の機能を廃したもの ３　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ４　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ５　両手の手指の全部を失ったもの
第４級	１　両眼の視力が０．０６以下になったもの ２　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの ３　両耳の聴力を全く失ったもの ４　一上肢をひじ関節以上で失ったもの ５　一下肢をひざ関節以上で失ったもの ６　両手の手指の全部の用を廃したもの ７　両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第５級	１　一眼が失明し、他眼の視力が０．１以下になったもの ２　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ３　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ４　一上肢を手関節以上で失ったもの ５　一下肢を足関節以上で失ったもの ６　一上肢の用を全廃したもの ７　一下肢の用を全廃したもの ８　両足の足指の全部を失ったもの

等級	後　　遺　　障　　害
第６級	１　両眼の視力が０．１以下になったもの ２　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの ３　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ４　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ５　脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ６　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの ７　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの ８　一手の五の手指又はおや指を含み四の手指を失ったもの
第７級	１　一眼が失明し、他眼の視力が０．６以下になったもの ２　両耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ３　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ４　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ５　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ６　一手のおや指を含み三の手指を失ったもの又はおや指以外の四の手指を失つたもの ７　一手の五の手指又はおや指を含み四の手指の用を廃したもの ８　一足をリスフラン関節以上で失ったもの ９　一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10　一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11　両足の足指の全部の用を廃したもの 12　外貌に著しい醜状を残すもの 13　両側の睾丸を失ったもの
第８級	１　一眼が失明し、又は一眼の視力が０．０２以下になったもの ２　脊柱に運動障害を残すもの ３　一手のおや指を含み二の手指を失ったもの又はおや指以外の三の手指を失つたもの ４　一手のおや指を含み三の手指の用を廃したもの又はおや指以外の四の手指の用を廃したもの ５　一下肢を５センチメートル以上短縮したもの ６　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ７　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ８　一上肢に偽関節を残すもの ９　一下肢に偽関節を残すもの 10　一足の足指の全部を失ったもの
第９級	１　両眼の視力が０．６以下になったもの ２　一眼の視力が０．０６以下になったもの ３　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ４　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ５　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ６　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの ７　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ８　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ９　一耳の聴力を全く失ったもの 10　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12　一手のおや指又はおや指以外の二の手指を失ったもの 13　一手のおや指を含み二の手指の用を廃したもの又はおや指以外の三の手指の用を廃したもの 14　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 15　一足の足指の全部の用を廃したもの 16　外貌に相当程度の醜状を残すもの 17　生殖器に著しい障害を残すもの

等級	後遺障害
第10級	1　一眼の視力が０．１以下になったもの 2　正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4　１４歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7　一手のおや指又はおや指以外の二の手指の用を廃したもの 8　一下肢を３センチメートル以上短縮したもの 9　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 10　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	1　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4　１０歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6　一耳の聴力が４０センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7　脊柱に変形を残すもの 8　一手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	1　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4　一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8　長管骨に変形を残すもの 9　一手のこ指を失ったもの 10　一手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11　一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 12　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13　局部に頑固な神経症状を残すもの 14　外貌に醜状を残すもの
第13級	1　一眼の視力が０．６以下になったもの 2　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6　一手のこ指の用を廃したもの 7　一手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8　一下肢を１センチメートル以上短縮したもの 9　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 10　一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 11　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	1　一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3　一耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6　一手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7　一手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9　局部に神経症状を残すもの

第５　共済金の請求手続きについて

（１）　支部長は、加入者又はその遺族から共済金請求書を受理したときは、書類を確認し、管理者へ提出する。

（２）　管理者は、支部長から共済金請求書を受理したときは、その内容を審査し必要があるときは当該請求に関する調査をするとともに必要な資料を求める。

１　共済請求期間について

共済金の請求期間は、傷害及び死亡の場合は災害が発生した日から、後遺障害の場合は症状が固定した日からそれぞれ３年以内。

２　共済金請求手続きについて

○印は、必ず提出する。※印は、必要に応じて添付する。

（１）　交通災害共済金

提出書類	傷害	後遺	死亡	留意点
１　共済金請求書 （様式第５号）	○	○	○	内容を確認し支部長印を押印すること。 運転者確認事項欄を必ず記入すること。 死亡、未成年の請求以外は本人請求。
２　交通事故証明書 （写しでも可）	○	○	○	自動車安全運転センター事務所長の発行するもの。 提出がない場合、共済金は５割減額。
３　診断書 （様式第６号）	○			原則組合様式による。 組合様式でないものは、受傷年月日、受傷の原因、傷病名、治療期間、入院日数、通院実日数、後遺障害の内容が明記されていれば可。 自賠責の診断書の場合は通院日数が明記された診療報酬明細書を添付。 診療費領収書や入院証明書等は不可。 自転車の場合は受傷の原因欄に必ずその旨記載していること。
後遺障害診断書 （様式第７号）		○		
４　加入者証の写し （支部控でも可）	○	○	○	災害発生年度の加入者証の写し。 （新入学児童の場合は住民票等）
５　預金通帳の写し	※	※	※	請求者本人口座の金融機関名、支店名、番号、カナ氏名の確認できるもの。 〔共済金の受給方法を請求者口座に指定した場合に添付すること。〕

6　死亡診断書又は死体検案書			○	写し。
7　戸籍謄本及び住民票等（写しでも可）	※	※	○	被災者と請求者との続柄及び生計同一関係が明らかなもの。 傷害及び後遺障害は、未成年者の場合のみ必要に応じて添付すること。
8　委任状		※	※	請求同順位者が２人以上いる場合。

（２）　不慮の災害共済金

提出書類	傷害	後遺	死亡	留意点
1　共済金請求書（様式第５号）	○	○	○	内容を確認し支部長印を押印すること。 死亡、未成年の請求以外は本人請求。
2　診断書（様式第６号）	○			原則組合様式による。 組合様式でないものは、受傷年月日、受傷の原因、傷病名、治療期間、入院日数、後遺障害の内容が明記されていれば可。 診療費領収書や入院証明書等は不可。
後遺障害診断書（様式第７号）		○		
3　加入者証の写し（支部控でも可）	○	○	○	災害発生年度の加入者証の写し。
4　預金通帳の写し	※	※	※	金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名の確認できるもの。 〔共済金の受給方法を請求者口座に指定した場合に添付すること。〕
5　死亡診断書又は死体検案書			○	写し。
6　戸籍謄本及び住民票等（写しでも可）	※	※	○	被災者と請求者との続柄及び生計同一関係が明らかなもの。 傷害及び後遺障害は、未成年者の場合のみ必要に応じて添付すること。
7　委任状		※	※	請求同順位者が２人以上いる場合。

（３）　差額請求

差額請求の場合は、新たな「共済金請求書」及び「診断書」に、前回の決定通知書の写し及び前回請求時の診断書の写しを添付する。

記載例

様式第５号

共 済 金 請 求 書

秋田県市町村総合事務組合管理者　様

請求日　令和 3 年 7 月 25 日

次のとおり請求します。
また、災害発生の状況、療養の経過、その他必要事項について関係機関に照会することに同意します。
請求者　※請求者は被災者ご本人です（被災者が死亡又は未成年者の場合を除く）

住 所 △△町○○一丁目３－５　（電話番号○○○○－ △△ －ＸＸＸＸ）

ふりがな　あきた　さぶろう
氏 名　秋 田 三 郎

※被災者が死亡又は未成年者の場合括弧内に記入
被災者との続柄　本人　（　　）

被災者	ふりがな 氏 名　※請求者と同じ場合は省略可	生年月日	大正　昭和　平成　令和　※必ず記入してください ３４ 年 ３ 月 ４ 日生 （ 62 歳）
	住 所　※請求者と同じ場合は省略可		

共済種別	交通災害共済	不慮の災害共済
事故の形態と確認事項等	運転 → 自動車 同乗 → 自動二輪 ※原付含む 歩行 → 自転車 その他　具体的に（　　） ○運転者確認事項 運転免許　有　無 酒気帯び運転　有　無 スピード違反　有　無 ※自転車も酒気帯び運転を確認 ○同乗者確認事項 同乗した運転者に無免許運転又は酒気帯び運転があった場合（ない場合は記入不要。）その事実を 知っていた　知らなかった	転倒　窒息 転落　溺水 スポーツ　中毒 作業事故　やけど その他　具体的に（　　）
共済金等の請求種別	死亡　後遺障害 自賠法1～5級に該当　傷害 入院・通院　差額 2回目以降の請求　弔慰金 無免許・酒気帯び運転・自殺・故意	
事故発生日時	令和 3 年 4 月 13 日　午前・午後　10 時 30 分頃	
事故発生場所	△△町○○番地先路上 高速道　国道　県道　市町村道　農道　私道　その他（　　）	
事故発生状況の詳細	車で買い物に行く途中、相手車が一時停止を怠って交差点内に進入したため、衝突し負傷したもの。	

受給方法の指定（市町村口座経由又は請求者口座を選択して下さい）

① 市町村口座経由	② 請求者口座 ※右の欄に記入してください	金融機関名	△ △　銀行　金庫　農協　組合	支店名	○○駅前　支店　本店
		口座種目	口座番号	口座名義（カタカナで記入してください）	
		普通預金	1 2 3 4 5 6 7	アキタ　サブロウ	

上記請求を受付し、内容を確認しましたので、関係書類を提出します。

秋田県市町村総合事務組合　△△町　支部長　○　○　○　○　印

部長之印　○総合町組支合

1　該当する ⬚ を○で囲んでください。
2　この請求書に添付する書類
・交通事故証明書（交通災害の場合）　・診断書（死体検案書等）　・加入者証の写し　・請求者口座の場合は通帳の写し
・死亡又は弔慰金請求の場合は、請求者と被災者の関係が確認できる戸籍謄本及び住民票

記載例

様式第６号

診　断　書

秋田県市町村総合事務組合提出用

傷病者	住　所	△△町○○一丁目３－５		
	氏　名	秋　田　三　郎	(男)・女	大正・(昭和)・平成・令和 34年 3月 4日(62歳)
受傷年月日	令和３年４月13日	受傷の原因	交通事故	
傷病名及び受傷部位	右足関節外果骨折、右足関節捻挫			

治療期間　令和３年　４月　13日～令和３年　５月　15日

（上記治療期間のうち受傷の原因に因る入院期間）

入院治療　令和３年４月13日～令和３年４月24日（12日）

実通院治療日　実治療日に○印をしてください。

４月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 (28) 29 30 31	計　１日
５月	(1) 2 3 4 5 6 7 (8) 9 10 11 12 13 14 (15) 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　３日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日

通院治療実日数　合計　４日

転帰　令和３年５月15日　(治癒)・継続・中止・その他（　　）

※　この診断書（様式第８号）は、通院及び入院を証明するものです。
後遺障害に該当する場合は、後遺障害診断書（様式第８号の２）を使用してください。

上記のとおり診断いたします。

令和３年５月15日

所在地：○○市中央通り五丁目１－１

医療機関名：○○総合病院

医師氏名：山　王　一　郎　　印

（医師本人の署名がある場合は、押印の必要はありません）

記載例

様式第７号（表）

後遺障害診断書

秋田県市町村総合事務組合提出用

	住所	△△町○○一丁目３－５
	氏名	秋田三郎　（男）・女　大正・（昭和）・平成・令和　34年　3月　4日（62歳）
受傷年月日	令和３年　６月　13日	受傷の原因：転倒
入院期間	自令和３年　６月　13日　至令和３年　９月　９日（89）日間	通院期間：自　年　月　日　至　年　月　日　実治療日数（　）日
症状固定日	令和３年　９月　９日	
傷病名	頚髄損傷	既存障害：今回の事故以前の精神・身体障害：有（無）（部位・症状・程度）
自覚症状	四肢の痺れ	

各部位の後遺障害の内容　〔各部位の障害について、該当項目や有・無に○印をつけ①の欄を用いて検査値等を記入して下さい〕

①精神・神経の障害　他覚症状および検査結果

知覚・反射・筋力・筋萎縮など神経学的所見や知能テスト・心理テストなど精神機能検査の結果も記入して下さい
Ｘ－Ｐ・ＣＴ・ＥＥＧなどについても具体的に記入してください
眼・耳・四肢に機能障害がある場合にもこの欄を利用して、原因となる他覚的所見を記入してください

四肢麻痺
両下肢機能の全廃
両上肢機能の著しい障害

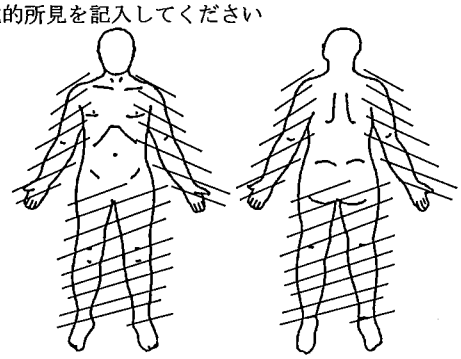

②胸腹部臓器・生殖器・泌尿器の障害

各臓器の機能低下の程度と具体的症状を記入して下さい
生化学検査・血液学的検査などの成績はこの欄に簡記するか検査表を添付してください

③眼球・眼瞼の障害

	視力 裸眼	視力 矯正	調節機能 近点距離・遠点距離	調節機能 調節力
右			cm　cm	（　）D
左			cm　cm	（　）D

眼球運動：注視野障害（全方向1/2以上の障害）　右　左　複視　イ．正面視　ロ．左右上下視

視野：イ．半盲（1/4半盲を含む）　ロ．視野狭窄　ハ．暗点　ニ．視野欠損（視野表を添付してください）

眼瞼の障害：イ．まぶたの欠損　ロ．まつげはげ　ハ．開瞼・閉瞼障害（図示してください）

眼症状の原因となる前眼部・中間透光体・眼底などの他覚的所見を①の欄に記入して下さい

様式第７号（裏）

④聴力と耳介の障害

オージオグラムを添付してください

イ．感音性難聴（右・左）
ロ．伝音性難聴（右・左）
ハ．混合性難聴（右・左）

聴力表示
イ．聴力レベル
ロ．聴力損失

検査日		6分平均		最高明瞭度	
第1回	年 月 日	右	dB	dB	%
		左	dB	dB	%
第2回	年 月 日	右	dB	dB	%
		左	dB	dB	%
第3回	年 月 日	右	dB	dB	%
		左	dB	dB	%

耳介の欠損
イ．耳介の1/2以上
ロ．耳介の1/2未満
〔右⑦欄に図示してください〕

耳鳴
〔聴力損失 dB 以上の難聴を伴う耳鳴りを対象とします〕
右 ・ 左

⑤鼻の障害
イ．鼻軟骨部の欠損（右⑦欄に図示してください）
ロ．鼻呼吸困難
ハ．嗅覚脱失
ニ．嗅覚減退

⑥そしゃく・言語の障害
原因の程度（摂食可能な食物、発音不能な言語など）を表面①欄に記入して下さい。

⑦醜状障害（採皮痕を含む）
1．外貌　2．上 肢
イ．頭 部　3．下 肢
ロ．顔面部　4．その他
ハ．頸 部
（図示してください）

⑧脊柱の障害

圧迫骨折・脱臼（椎弓切除・固定術を含む）の部

X－Pを添付して下さい

運動障害

(イ) 頸椎部　ロ．胸腰椎部

前 屈	40度	後 屈	30度
右 屈	30度	左 屈	10度
右旋回	20度	左旋回	40度

荷重機能障害
常時コルセット装用の必要性
有・無

⑨体幹骨の変形
イ．頭部　ニ．肩甲骨
ロ．胸骨　ホ．骨盤骨
ハ．肋骨
（裸体になってわかる程度X－Pを添付して下さい）

⑩上肢・下肢および手指・足指の障害

短縮

右下肢長	cm
左下肢長	cm

（部位と原因）

長管骨の変形
イ．仮関節（部位）　ロ．変形癒合
X－Pを添付して下さい

欠損障害（してください 離断部位を図示）

上肢　下肢　手指　足指

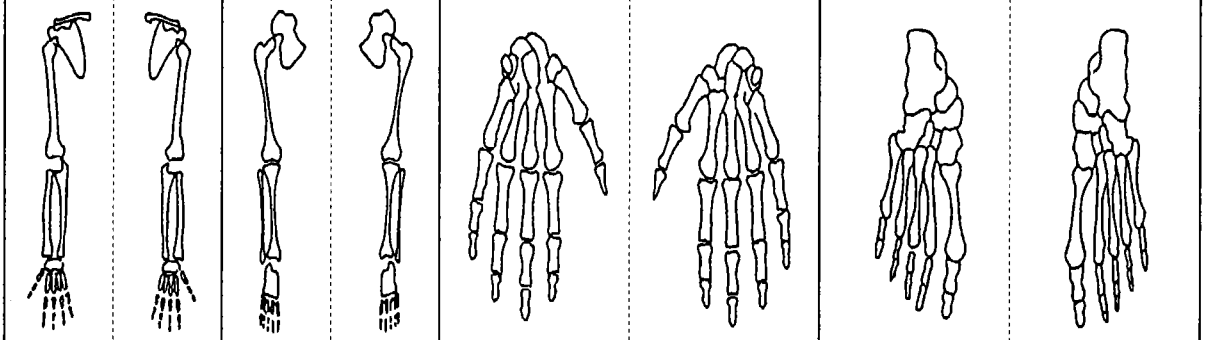

関節機能障害（健側患側とも記入してください 日整会方式により自動他動および）

関節名	運動の種類	他動 右	他動 左	自動 右	自動 左	関節名	運動の種類	他動 右	他動 左	自動 右	自動 左
股	屈曲	110度	130度	90度	100度	肩	屈曲	110度	170度	60度	120度
	伸展	0	0	0	0		伸展	40	50	40	50
膝	屈曲	130	130	80	100		外曲	120	170	50	130
	伸展	0	0	0	0	肘	屈曲	135	140	135	140
足	屈曲	0	20	0	20		伸展	-20	0	-30	0
	伸展	40	40	20	40	手	背屈	70	70	30	70
							底屈	90	90	90	90

障害内容の増悪・緩解の見通しなどについて記入してください

今後現状が継続するものと思われる。

上記のとおり診断いたします。

令和３年９月15日

所 在 地：○○市中央通り５－１－１
医療機関名：○○総合病院
医師氏名：山 王 一 郎 ㊞
（医師本人の署名がある場合は、押印の必要はありません）

※ 記載された後遺障害の等級は、審査委員会による後遺障害等級決定の参考となります。

~~死亡診断書~~（死体検案書）

記入例

死亡を診断した医師が日本語で記入することができるときは、下記の欄を使用しても差し支えありません。
この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏　名	秋田　三郎	①男 2女	生年月日	明治 (昭和) 令和 34年 3月 4日 大正 平成 （生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。） 午前・午後 時 分	← 生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
死亡したとき	令和 3 年 4 月 13 日			午前 (午後) 5 時 00 分	夜の12時は「午前０時」、昼の12時は「午後０時」と書いてください。
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	①病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			← 「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
	死亡したところ	○○市中央通り５－１－１		番地 番　号	
	（死亡したところの種別1～5）施設の名称	○○総合病院			
死亡の原因 ◆Ⅰ欄、Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆Ⅰ欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ (ア) 直接死因	外傷性ショック	発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、１日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例:1年3カ月、5時間20分)	６時間30分	← 傷病名等は、日本語で書いてください。 Ⅰ欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位(例：胃噴門部がん)、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。
	(イ) (ア)の原因	全身打撲		６時間30分	
	(ウ) (イ)の原因	交通事故		６時間30分	
	(エ) (ウ)の原因				← 妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
	Ⅱ 直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	多発性脳挫傷 肺挫傷		６時間30分	産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。
	手術 ①無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 令和 年 月 日	← Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。
	解剖 ①無 2有	主要所見			
死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 ②交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焔による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 外因死 その他及び不詳の外因死 9 自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 12不詳の死				「2 交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。 「5 煙、火災及び火焔による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	(令和) 令和 3 年 4 月 13 日 (午前) 午後 10 時 30 分	傷害が発生したところ	秋田 都道府(県) 市 区 △△(郡) △△(町)村	
	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 ③道路 4 その他（ ）			← 「1 住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。
	手段及び状況 軽トラックを運転中、交差点にて普通乗用車と側面衝突。				← 傷害がどういう状況で起てください。
生後１年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎（ 子中第 子）	妊娠週数 満 週		← 妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に書いてください。
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有	3 不詳	母の生年月日 昭和 平成 年 月 日	前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎（妊娠満22週以後に限る）	
その他特に付言すべきことがら					

上記のとおり~~診断~~（検案）する

（病院、診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所）
○○市中央通り５－１－１
（氏名）医師 ○○総合病院　山 王 一 郎

~~診断~~（検案）年月日　令和 3 年 4 月 13 日
本~~診断書~~（検案書）発行年月日　令和 3 年 4 月 13 日

委任状の例

委　　任　　状

秋田県市町村総合事務組合管理者　様

委任を受けた者（請求者）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者に次の権限を委任します。（該当する項目に○印を付けること。）

1　交通災害共済金の請求及び受領に関すること。

2　不慮の災害共済金の請求及び受領に関すること。

令和　　年　　月　　日

委任者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※自署の場合は押印不要です。

3　受給遺族について

死亡による請求の場合の遺族の範囲及び順位は次のとおりで、その順位は記載の順番のとおりである。

① 配偶者
② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、加入者の死亡当時、加入者と生計を同一にしていたもの
③ 前号に掲げる者のほか、加入者の死亡当時、加入者と生計を同一にしていた親族
④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、②に該当しないもの

第６　共済金の決定及び支払について

１　決定及び支払について

（１）　管理者は、請求の内容が適正であると認めたときは、共済金を決定し、速やかに共済金を支払うとともに、「共済金決定及び支払通知書」により、支部長及び請求者に通知するものとする。

（２）　共済金の受給方法を市町村口座に指定した場合は、組合から市町村支部の分任出納員口座に送金するので、支部において「共済金決定及び支払通知書」のとおり請求者に支払すること。請求者口座に指定した場合は、組合から直接、請求者個人の口座へ送金する。

２　共済金支払の特例について

交通災害共済条例第12条又は不慮の災害共済条例第12条に規定する共済金に代わる葬祭費の請求をする場合には、請求書の欄外にその事由を記載し、市町村長が葬祭を行った者に代わって請求するものとする。

３　共済金の計算例

○　交通災害

［通院のみの事例］

事故発生日　　８月１日
通院治療　　８月１日～８月25日（通院治療期間25日）
実通院治療日　　８月１・３・10・20・25日（５日）
共済金の計算　　800円×５日＝ 4,000円
共済金決定額　15,000円

※　計算額が15,000円未満の場合は15,000円とする。

［入院と通院の事例］

事故発生日　　８月１日
入院治療　　８月１日～11月30日（122日間）
通院治療　　12月１日～12月25日（通院治療期間25日）
実通院治療日　　12月１・２・５・10・20・25日（６日）
共済金の計算　　2,000円×　122日＝244,000円
800円　×　６日＝　4,800円
合　計　　248,800円
共済金決定額　200,000円

※　計算額が200,000円を超えた場合は200,000円とする。

○　不慮の災害

［　事　例　①　］

事故発生日　　８月１日
入院治療　　８月１日　～　８月５日（５日間）
通院治療　　８月６日　～　８月15日
実通院治療日　　８月６・15日（２日）
共済金の計算　　1,100円×５日＝　5,500円
共済金決定額　15,000円

※　通院治療日は共済金の対象としない。
※　計算額が15,000円未満の場合は15,000円とする。

［　事　例　②　］

事故発生日　　８月１日
入院治療　　８月１日　～　11月30日（122日間）
通院治療　　12月１日　～　12月25日
実通院治療日　　12月１・２・５・10・15・25日（６日）
共済金の計算　　1,100円×　122日＝　134,200円
共済金決定額　110,000円

※　計算額が110,000円を超えた場合は110,000円を限度とする。

第７　よくある質問について

１　交通災害共済・不慮の災害共済加入申込及び共済効力について

問	答
１　年齢や身体の障害など、加入制限はあるか？	○　制限はない。 構成市町村に住民登録されていれば誰でも加入できる。
２　外国人でも加入できるか？	○　加入できる。 構成市町村に住民登録されていれば誰でも加入できる。
３　秋田市の住民は加入できるか？	○　加入できない。 ただし、勤務先・学校等が構成市町村にあって構成外市町村から通勤・通学している場合、勤務先の団体長等の証明（団体加入）により勤務する本人のみ加入できる。また、事故にあった場合の共済請求は加入した構成市町村を経て組合に行う。
４　共済期間途中に構成団体外に転出した場合の共済の効力はどうなるか？	○　当該年度は共済期間が継続する。
５　共済期間中に交通事故・不慮の事故でなく死亡した場合、掛金は還付されるか？	○　還付しない。

2　交通災害の範囲について

問	答
1　自転車に子供を同乗させて走行中、子供がタイヤのスポークに足を挟んで負傷した場合対象になるか？	○　対象となる。 ただし、子供を自転車に乗せて押して歩いていた場合は対象とならない。
2　自転車を押して歩いて自ら転倒負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。　→　不慮の災害 バイク等も同様である。
3　小児用自転車での転倒負傷は対象となるか？	○　対象とならない。　→　不慮の災害 小児用自転車は道路交通法の軽車両とみなさず、歩行者と同じく扱われる。 小児用自転車とは一般的に次の条件を満たすものをいう。 ①　小学校入学前までの者が乗車する自転車 ②　原則として、車輪の直径が16インチに満たないもの ③　４～８km/時程度の速度しか出せないもの
4　バスに乗車中、急ブレーキをかけたため転倒負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
5　歩行中に車のはねた石があたり負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
6　歩行中にハンドル形電動車いす（シニアカー）に接触負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。　→　不慮の災害 シニアカーは、道路交通法上、歩行者と同じ扱いとなる。

問	答
7　サイドブレーキの引きが不十分であったため、傾斜地に停車中の車が自然に動き始め、その車に接触負傷した場合対象となるか。	○　道路上の場合は対象となる。 道路以外の場合は、不慮の災害の対象となる。
8　走行中の車から荷物が落下して歩行者にあたり負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
9　走ってくる車を避けようとして転倒した場合対象となるか。	○　対象とならない。　→　不慮の災害
10　車のライトに目がくらみ転倒した場合対象となるか。	○　対象とならない。　→　不慮の災害
11　自動車の運転を誤り道路脇の家屋に突入し、家人が負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
12　田畑でトラクターにひかれ負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。　→　不慮の災害 （道路上の事故でないため。）
13　ガソリンスタンド内で自動車にひかれ負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。

問	答
14　病院やスーパーの駐車場で交通事故により負傷した場合対象となるか。	○　対象となる。
15　「一般交通の用に供するその他の場所」とは、具体的にどのような場所をいうか？	○　不特定の人又は車両等が自由に通行することができる場所をいう。 　具体的には、自由な通行が認められている私道、空地、広場、公園、学校の校庭、境内等で一般交通の用に供されていることが客観的に識別できる場所をいう。 　広場等についてはその全部が道路となるわけではなく、現に一般交通の用に供されている部分のみが道路とみなされる。
16　外国旅行中交通事故により負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。　→　不慮の災害 　交通災害共済金の支払対象となる事故は、日本国内での交通事故である。
17　自損事故により負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。

3　不慮の災害の範囲について

問	答
1　自宅内で転倒し負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
2　農作業中、畑の中でトラクター又は耕耘機等にひかれ負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。 ただし、トラクターを含む車両が道路上を走行中の事故の場合は、交通事故となるため、不慮の災害には該当しない。
3　労災に認定された事故の場合対象となるか？	○　対象となる。
4　船舶で操業中、海に転落し死亡した場合対象となるか？	○　対象となる。
5　山林作業中、伐採した木の下敷きとなったり、立木から地面に転落し負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
6　マンホールやガスタンク内の清掃作業中、酸素欠乏により死亡した場合対象となるか？	○　対象となる。
7　工事現場で土砂の下敷きとなったり作業用重機にひかれ負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。
8　航空機の墜落により死亡した場合対象となるか？	○　対象となる。
9　山菜採りで崖から転落したり、熊におそわれ負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。

問	答
10　学校のプールで溺れ死亡した場合対象となるか？	○　対象となる。
11　火事に巻き込まれ火傷を負った場合対象となるか？	○　対象となる。
12　電気器具を使用中感電し、ショックにより死亡した場合対象となるか？	○　対象となる。
13　地震による津波、建物の倒壊、土砂崩れにより死亡又は負傷した場合対象となるか？	○　対象となる。 （不慮の災害では、天災に起因するものも対象となる。）
14　暴力抗争により死亡又は負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。
15　漬物石等を持ち腰を痛めた場合対象となるか？	○　対象とならない。 重いものを持ったことによる腰の負傷は、本人に持つ意志があり、社会通念上日常生活の範囲内であるものについては不慮の災害とは認められない。
16　部活中にアクシデントで怪我をした場合対象となるか？	○　対象となる。

4　共済金支払制限等について

（1）交通災害共済関係

問	答
1　過労による居眠り運転やスピードの出し過ぎにより交通事故を起こし負傷した場合対象となるか？	○　対象となるが、法令に違反し、かつ、重大な過失があった場合、条例第10条第２項第２号の規定に基づき支払制限される場合がある。 制限の割合は、知識経験を有する第三者で組織する組合審査委員会において決定される。
2　自転車で飲酒運転し、転倒負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。 交通事故であるが、飲酒運転の場合共済金は支給しない。ただし、死亡の場合は弔慰金として10万円を支払う。
3　無免許運転、酒気帯び運転等により負傷した場合対象となるか？	○　対象とならない。 （上記２により取扱う）
4　踏切道における電車、汽車等との接触又は衝突した場合対象となるか？	○　対象となる。 （上記１により取扱う）

（2）不慮の災害共済関係

問	答
1　通院期間も対象となるか？	○　対象とならない。
2　病気により死亡した場合対象となるか？	○　対象とならない。
3　入院治療費の自己負担はなかったが、対象となるか？	○　対象となる。

（3）その他

問	答
1　交通災害・不慮の災害２つの共済に加入していて、交通事故により死亡した場合、交通事故も不慮の事故であるところから、両方の共済から共済金を受け取ることができるか？	○　できない。 不慮の事故に関する災害共済条例第２条において、不慮の事故の範囲を「交通事故を除く」と規定している。
2　はり、きゅうも対象となるか？	○　対象とならない。

5　他の法令との関係について

問	答
1　共済金を受け取った場合、所得税の対象となるか？	○　対象とならない。 所得税法施行令第30条第３号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に該当する。（注　確定申告などで医療費等の還付を受ける場合、支払われた共済金は医療費から控除される。）
2　生活保護を受けている者に対して支払われた共済金は収入とみなされるか？	○　共済金及び奨学援護金のうち被保護世帯の自立更生のために当てられる額以外は、収入とみなされ調整を受ける場合があるので、各自治体担当者へ相談すること。

6　証明書等について

問	答
1　自損事故のため警察に届け出をせず交通事故証明が取得できなかった場合はどうなるか？	○　交通災害共済金が５割減額されての支払となる。
2　交通事故証明書はあるが、同乗者について記載されていない場合はどうなるか？	○　交通事故証明書に記載のない同乗者については、交通災害共済金が５割減額されての支払となる。

7　共済金の請求受領について

問	答
1　未成年者でも請求行為ができるか？	○　できない。 親権者又は後見人による請求となるが本人との関係を証する書類（戸籍謄本及び住民票等）が必要である。 傷害共済金の場合は、請求書に添付する加入者証の写しに本人と請求者がそろって加入している場合は、これを関係を証する書類とする。
2　死亡共済金を受け取るべき親族が条例に定める同順位に２人以上いる場合の請求手続きはどうなるか？	○　同順位者が２人以上の場合は代表者を定め、他の者が代表者へ共済金の請求受領に関する一切の権限を委任する旨の「委任状」を添付して請求すること。
3　共済金を請求できる期間の定めはあるか？	○　ある。 傷　　害…災害が発生した日から 後遺障害…症状が固定した日から 死　　亡…死亡の日から それぞれ３年以内。

第８　奨学援護金制度について

交通災害共済又は不慮の災害共済に加入している父母のいずれかが、交通事故又は不慮の事故により死亡したとき、若しくは重度障害（自動車損害賠償保障法施行令第１級の後遺障害）に該当したとき、その児童等に対して幼稚園又は保育所（小学校入学前２年間のみ）から高校卒業までの14年間にわたって遺児１人につき月額5,000円の奨学援護金を支給する制度である。

第９　奨学援護金の請求等について

１　請求期間について

奨学援護金の請求は、児童等に代わって、児童等と生計を同一にしている保護者が請求事由の発生した日から１年以内に請求すること。

２　請求時期について

第１回の請求は、請求事由の発生の月からその年度の終わりの分までとし、第２回以降については、保護者が毎年４月に直接組合へ奨学援護金の支給に係る現状報告書（様式第11号）を提出すること。

３　奨学援護金請求について

奨学援護金請求書類（初回請求のみ）

提　出　書　類	留　　意　　点
１　奨学援護金請求書 （様式第10号）	支部長において証明されているもの
２　預金通帳の写し	金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名の確認ができるもの

４　異動の報告について

児童が次に該当するときは、「奨学援護金に関する異動報告書」（様式第12号）を直接組合に提出する。

①　婚姻した
②　養子縁組により父母に養育されることとなった
③　在学・在園しなくなった

第10　奨学援護金の決定及び支給等について

1　支部長が保護者から奨学援護金の請求書類等を受理したときは、請求関係書類を調査のうえ管理者に提出するものとする。

2　管理者は、支部長から奨学援護金の請求書を受理したときは、その内容を検討し、必要があるときは当該請求に関する調査をし、若しくは必要な書類を提出させるものとする。

3　管理者は、請求の内容が適正であると認めたときは、その年度の支給について「奨学援護金決定（支給）通知書」（様式13号）により、支部長及び保護者に通知するものとする。

4　奨学援護金は、決定（支給）通知書に基づき６月、８月、10月、12月、２月及び４月の各15日にそれぞれの前月分までを支給する。

5　初回決定後の手続きは、市町村支部を経由せず、保護者と組合間で直接事務手続きを行う。

第11　加入推進交付金について

組合は支部に対し、加入推進に係る経費及び事務取扱に要する経費として加入推進交付金を交付する。

1　加入実績額：前年度３月31日における市役所・町村役場窓口からの交通災害共済加入者（新入学児童を含む。）・不慮の災害共済加入者それぞれ１人当たり20円を乗じた額

※　金融機関窓口からの加入者分については当該金融機関へ手数料として支払われる。

2　世帯数額：前年度10月１日における支部の世帯数に応じた額

①	5,000世帯未満の支部	50,000円
②	5,000世帯以上10,000世帯未満の支部	100,000円
③	10,000世帯以上の支部	150,000円

3　加入実績加算額：前年度４月１日における支部人口に対する同年度３月31日の加入者の割合に応じた額（交通災害共済又は不慮の災害共済加入率の高い方の率で算定する）

①	加入率10％未満	50,000円
②	加入率10％以上20％未満	100,000円

③　加入率20％以上30％未満　150,000円
④　加入率30％以上40％未満　200,000円
⑤　加入率40％以上50％未満　250,000円
⑥　加入率50％以上60％未満　300,000円
⑦　加入率60％以上70％未満　350,000円
⑧　加入率70％以上80％未満　400,000円
⑨　加入率80％以上90％未満　450,000円
⑩　加入率90％以上　500,000円

※　支部人口は、前年４月１日現在の秋田県公表の人口による。

※　加入者数は、金融機関窓口からの加入者分と市役所・町村役場窓口からの加入者分を合算した人数となる。

３月末までに掛金を送付されない場合は、翌年度に交付する加入推進交付金（加入実績額及び加入実績加算額）の算定には含まれないこととなるので、３月末までに、必ず組合まで送金すること。

第12　会計事務の取扱いについて

支部の出納事務は、支部長の指定する者を組合の併任職員（支部分任出納員）とし、すべて組合の分任出納員の身分において支部の出納を掌るよう措置するものとする。なお、その要領は概ね次により取扱いするものとする。

1　支部分任出納員は、銀行等に「秋田県市町村総合事務組合○○○支部分任出納員○○○○」名義の口座を設けるものとする。

2　支部分任出納員が分掌する出納事務は次のとおりとすること。

（１）　共済掛金が収納されたときは、その日の分を速やかに支部の口座に振り込むこと。

（２）　交通災害共済及び不慮の災害共済の加入者数の把握に努めること。

（３）　収納した共済掛金は毎月末日現在で取りまとめて共済事業月報（様式第４号）を作成し、納入通知書により翌月10日までに組合へ送金すること。
（支部で受付した加入者分についてのみ報告すること。）

（４）　支部の預金口座（複数ある場合はその全部）より生ずる預金利息は２月及び８月にそれぞれの月までの分を「共済掛金の保管に伴う預金利息報告」に全ての預金通帳の写し（報告時点の入出金ページ部分）を添付して組合に報告すること。

（５）　組合において決定した共済金は、個人口座を指定しない場合は支部を経由して送金するので、「共済金決定及び支払通知書」に基づき、請求者からの領収書などを徴収し支払すること。個人口座を指定した場合は、組合から直接個人の口座へ送金する。

３　支部分任出納員が異動したときは、組合に報告する。

４　その他

（１）　年度末においては新年度に属する共済掛金が収納されるので、共済事業月報は当該年度分と新年度分をそれぞれ作成すること。

（２）　組合から送付済みの「秋田県市町村総合事務組合〇〇支部長之印」及び「支部分任出納員之印」は支部長の指定する職員及び支部分任出納員において厳重に保管すること。

（３）　その他出納の事務に関し、この事務取扱要領に示されない事項については当該市町村（支部）の財務規則等により措置されたいこと。

共済金請求の際のチェックポイント

1　共済金請求書

□　被災者本人の請求か
　　（未成年者の場合は、親権者もしくは後見人の請求、
　　死亡の場合は、条例に規定する遺族の請求となります）
□　ふりがなを記入しているか
□　生年月日を記入しているか
□　共済種別が丸で囲まれているか
□　事故形態が丸で囲まれているか
□　運転又は同乗の場合は、乗り物が選択されているか
□　運転又は同乗の場合は、運転者及び同乗者の確認事項欄が記入されているか
　　（自転車の場合も、酒気帯び運転の有無について必ず記入してください）
□　共済金の請求種別が区分されているか
□　事故発生日時、場所等が記入されているか
□　交通災害の場合は、道路の区分が丸で囲まれているか
□　事故発生日時が交通事故証明書、診断書と合致しているか
□　「事故発生状況の詳細」欄は詳しく記入されているか
　　（いつ、どこで、だれが、どのようにして事故にあったのか）
□　共済金の受給方法がきちんと指定されているか
□　請求者口座を指定した場合、通帳の写しが添付されているか
□　支部長印を押印しているか

2　診断書

□　「受傷年月日」「受傷の原因」「傷病名及び受傷部位」が明記されているか
　　（受傷年月日と受傷の原因が「不詳」「不明」「空欄」の場合は、審査決定できません）
　　（自転車での転倒は、その旨を医師から記載していただいてください）
□　入院期間及び実通院治療日が記載されているか
　　（受傷年月日と治療開始日の間が極端に離れている場合は、その理由を確認してください）
□　医療機関名や医師氏名が記載されているか
□　組合様式でない診断書（写しでも可）の場合は、組合様式と同一の項目がすべて記載されているか
※　診断書以外の「診療費領収書」、「診療計画書」、「入退院証明書」等は診断書に代えられません。

3　後遺障害診断書

後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令別表第１・第２の第５級以上）を請求する場合にのみ添付してください。

また、脳、脊髄など神経系統の後遺障害の場合は、介護の状態を確認できるものとして、「身体障害者診断書・意見書（身体障害者手帳申請用）」の写し等を追加で提出していただく場合があります。

なお、後遺障害診断書の提出を求める際には、自動車損害賠償保障法施行令別表第５級以上に該当するかどうか、加入者を通じ、担当医師に相談してください。

※　自動車損害賠償保障法施行令別表第１・第２の第５級以上に該当しないと認定された場合は、後遺障害に関する災害共済金が支給されません。

4　死亡診断書（死体検案書）

死亡の場合は、「死亡の原因」は「Ｉ」欄に、直接死因に係る原因として事故との因果関係が記入されているか確認してください。

なお、「死因の種類」欄が「１　病死及び自然死」となっている場合は、事故に起因する死亡を証明することができない限り、原則として事故の取扱いができませんので注意してください。判断がつきにくい場合は、組合へご連絡ください。

5　加入者証の写し

□　事故発生年度のものであるか

□　共済加入期間中の事故であるか

※　新入学児童の場合は、加入者証に代えて住民票等を添付してください。

6　加入者が死亡した場合の添付書類

□　戸籍謄本を添付しているか
（被災者と請求者の関係が確認できるもの）

□　請求者が配偶者以外の者である場合、住民票等を添付しているか
（被災者と請求者の生計同一関係が確認できるもの）

□　同順位者が２人以上いる場合、委任状（様式任意）を添付しているか
（同順位者から請求者への委任が確認できるもの）

7　受給遺族の順位と添付書類

（1）　配偶者がいるか
　い　る　→　（2）へ
　いない　→　（3）へ

（2）　請求者は、配偶者となる
　【添付書類】
　　○被災者の戸籍（被災者と配偶者の関係のわかるもの）

（3）　被災者の死亡当時、生計を同一にしていた親族がいるか
　い　る　→　（4）へ
　いない　→　（5）へ

（4）　請求者は、子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹→その他の親族の順位で、最優先の者となる
　【添付書類】
　　○被災者の戸籍（被災者の死亡当時、配偶者がいなかったことがわかるもの）
　　○被災者と請求者の関係のわかる戸籍（同順位者が複数いる場合は、全員分）
　　○被災者の住民票の除票
　　○請求者の世帯全員の住民票（同順位者の有無を確認）
　　※同順位者が複数いる場合は、１名を受任者とし、他の者からの委任状
　　※被災者と請求者の住民票の住所が異なる場合は、生計同一証明書など

（5）　子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹がいるか
　い　る　→　（6）へ
　いない　→　（7）へ

（6）　請求者は、子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹の順位で、最優先の者となる
　【添付書類】
　　○被災者の戸籍（被災者の死亡当時、配偶者がいなかったことがわかるもの）
　　○被災者と請求者の関係のわかる戸籍（同順位者が複数いる場合は、全員分）
　　○被災者の住民票の除票
　　※同順位者が複数いる場合は、１名を受任者とし、他の者からの委任状

（7）　葬祭を行った者に、災害共済金に代えて、葬祭費を支払いする